

令和三年六月十八日受領
答弁第一六六号

内閣衆質二〇四第一六六号

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出新型コロナウイルス感染症の変異株の蔓延に対応するために濃厚接触者の対象者を広げる必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出新型コロナウイルス感染症の変異株の蔓延に対応するために濃厚接触者の対象者を広げる必要性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「行政検査」については、政府としては、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和二年八月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等により、都道府県（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数発生している地域等において、感染拡大を防止する必要がある場合には、御指摘の「濃厚接触者」に限らず、関係者を幅広く検査するよう要請しているところである。

二について

御指摘の「濃厚接触者の定義」については、国立感染症研究所が作成した「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（以下「要領」という。）において示しており、要領については、その時々科学的知見を踏まえ、同研究所が随時見直しを行っているところである。政府としては、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及びSA

RS-COV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和二年十二月二十三日付）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、都道府県に対して、「懸念される変異株に感染した者または感染が疑われる者については、当該者からの感染拡大リスクを踏まえ、当該変異株に感染した者の濃厚接触者に加え、濃厚接触者以外の幅広い関係者への検査の実施に向け積極的な対応をお願い」しているところであるが、引き続き、同研究所を中心に、御指摘の「変異株」に関する情報も含め、国内外の様々な情報を収集して科学的知見の集積に努めるとともに、要領の見直しについても、こうして得られた科学的知見を踏まえ、必要に応じて検討していくこととしているところである。